

## 補助対象工事となるもの

※補助金の算定資料としてカタログや品質証明書等の添付が必要です。

工事種類	工事内容
バリアフリー改修工事	ア 通路等の拡幅 イ 階段の勾配の緩和 ウ 浴室改良 エ 便所改良 オ 手すりの取付け カ 段差の解消 キ 出入口の戸の改良 ク 滑りにくい床材料への取替え
省エネ改修工事	ア 窓の断熱又は遮熱工事 イ 床の断熱又は遮熱工事 ウ 屋根又は天井の断熱又は遮熱工事 エ 壁の断熱又は遮熱工事
空き家の改修工事	ア 既存住戸内の間取りを変更する工事 イ 台所、浴室、洗面所又は便所の改修 ウ 給排水、電気又はガス設備の改修 エ 屋根、外壁等の外装の改修
住宅の耐久性等を向上させる改修工事	ア 柱、はり等主要構造部の剥離したコンクリートの除去又は補修 イ ひさし、天井裏等落下した場合の危険性が高い部位の剥離したコンクリートの除去又は補修 ウ 柱又ははりの接合部の剛性を高める金物にする改修 エ 柱、はり、壁、筋かい又は基礎の補強 オ 火打ちはり又は構造用合板による床面の補強 カ ブレース又は鋼板壁による壁面の補強 キ 座屈止めの追加工事 ク 屋上タンクの除去 ケ 居間、寝室等長時間を居住の用に供する部屋の補強 コ 居住空間の屋上部分にかかる防水補強の塗装工事
子育て支援改修等工事	ア 子どもの事故防止に資する改修工事 イ 防犯のための改修工事 ウ 子育て世帯の家事負担軽減に資する改修工事 エ 子どもの健康へ配慮した改修工事 オ 子どもの成長に配慮した改修工事
テレワークの推進改修等工事	ア 室内空間の一角にテレワークを行うためのデスク等を新たに設置する改修工事 イ 他の室内空間と壁や扉等で仕切られるテレワークスペースを新たに設置する改修工事 ウ ア又はイの工事に合わせて行う非接触型の居住環境整備に資する改修工事

### 補助対象外

上記以外の工事	(1) 倉庫、車庫、造園、門扉又は外構の工事 (2) 共同住宅の共用部分の工事 (3) 土地購入費用 (4) 広告看板等の設置費用 (5) 工事機械、工具、備品等の購入経費 (6) 災害等による保険給付金の対象となる工事 (7) 国、県又は市の他の制度において、対象となる経費 (8) 原則として第9条の規定による補助金の交付決定前に着手した工事 (9) 補助対象工事を一括して第三者に請け負わせた工事 (10) その他補助対象工事に関係がない工事
---------	---

等

※既に着工している工事は上記の対象工事であっても補助対象となりません。

※補助対象は令和9年1月末までに完了報告ができる工事となります。

(当事業は国及び県の補助金を活用しています)

「社会資本整備総合交付金」 「沖縄県住宅ストック活用市町村助成支援事業補助金」